

令和 8 年第 3 回君津市議会定例会

議 案 参 考 資 料

令和 8 年 9 月 3 日

君 津 市

令和 8 年第 3 回 君津市議会定例会議案参考資料目録

議 案 番 号	資 料 名	頁
議案第 1 号	一般職の職員の特殊勤務手当支給条例新旧対照表	1
議案第 2 号	君津市認可地縁団体印鑑条例新旧対照表	2
議案第 3 号	君津市中小企業資金融資及び利子補給に関する条例新旧対照表	3
議案第 4 号	契約の相手方の概要（内みのわ運動公園リニューアル工事請負契約）	4
議案第 5 号	財産の取得の相手方の概要	6

一般職の職員の特殊勤務手当支給条例新旧対照表

改正案				現 行			
別表（第8条）				別表（第8条）			
区分	種類	単位	支給額	区分	種類	単位	支給額
1～3 省略				1～3 省略			
4 危険な業務に従事する職員の特殊勤務手当	(1)～(3) 省略 (4) 緊急消防援助隊等手当	日額	1, 1 2 0 円（大規模な災害として市長が認める災害に係る業務に従事したときにあつては1, 4 4 0 円、大規模な災害として市長が認める災害かつ市長が著しく危険であると認める区域で行われた業務に従事したときにあつては2, 8 8 0 円）	4 危険な業務に従事する職員の特殊勤務手当	(1)～(3) 省略 (4) 緊急消防援助隊等手当	日額	8 4 0 円（大規模な災害として市長が認める災害に係る業務に従事したときにあつては1, 0 8 0 円、大規模な災害として市長が認める災害かつ市長が著しく危険であると認める区域で行われた業務に従事したときにあつては2, 1 6 0 円）
5 省略				5 省略			

君津市認可地縁団体印鑑条例新旧対照表

改正案	現 行
(登録) 第5条 市長は、前条第1項の申請があったときは、当該申請をした者が当該申請に係る認可地縁団体の代表者等であることを確認するとともに、当該申請に係る申請書に記載されている事項等について、当該認可地縁団体につき地方自治法施行規則（昭和22年内務省令第29号）<u>第18条の3第1項</u>の規定により作成された台帳（以下「地縁団体台帳」という。）の記載事項及び個人印鑑に係る印鑑登録原票の印影その他の登録事項との照合その他の審査をしたうえ、認可地縁団体印鑑登録原票により登録するものとする。 （代理人による申請） 第12条 地方自治法施行規則<u>第19条第1項第1号</u>の規定により代表者等の代理人の告示が行われている認可地縁団体にあつては、委任の旨を証する書面を添えて、当該代理人によりこの条例に基づく申請をすることができる。 2 省略	(登録) 第5条 市長は、前条第1項の申請があったときは、当該申請をした者が当該申請に係る認可地縁団体の代表者等であることを確認するとともに、当該申請に係る申請書に記載されている事項等について、当該認可地縁団体につき地方自治法施行規則（昭和22年内務省令第29号）<u>第21条第2項</u>の規定により作成された台帳（以下「地縁団体台帳」という。）の記載事項及び個人印鑑に係る印鑑登録原票の印影その他の登録事項との照合その他の審査をしたうえ、認可地縁団体印鑑登録原票により登録するものとする。 （代理人による申請） 第12条 地方自治法施行規則<u>第19条第1項第1号ト</u>の規定により代表者等の代理人の告示が行われている認可地縁団体にあつては、委任の旨を証する書面を添えて、当該代理人によりこの条例に基づく申請をすることができる。 2 省略

君津市中小企業資金融資及び利子補給に関する条例新旧対照表

改正案	現 行
(定義) 第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。 (1) ～ (2) 省略 (3) 創業者 産業競争力強化法（平成25年法律第98号）<u>第2条第32項</u>に規定する創業者のうち、新たに市内で事業を開始しようとするものをいう。 (4) ～(8) 省略	(定義) 第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。 (1) ～ (2) 省略 (3) 創業者 産業競争力強化法（平成25年法律第98号）<u>第2条第31項</u>に規定する創業者のうち、新たに市内で事業を開始しようとするものをいう。 (4) ～(8) 省略

契約の相手方の概要（内みのわ運動公園リニューアル工事請負契約）

- | | | |
|---|-------|---|
| 1 | 名 称 | 株式会社新昭和 |
| 2 | 代 表 者 | 代表取締役 松田 芳彦 |
| 3 | 所 在 地 | 君津市東坂田四丁目 3 番 3 号 |
| 4 | 設 立 日 | 昭和 4 5 年 4 月 2 日 |
| 5 | 目 的 等 | (1) 建物工事請負
(2) 土木工事、舗装工事、管工事、造園工事請負
(3) 建築、土木設計監理
(4) 建築業に対する技術援助、コンサルタントに関する事業
(5) 各種企業に対する経営コンサルタント業務
(6) 建築業に対する研究、研修、広告宣伝の受託
(7) 土地建物の売買、賃貸、仲介および交換
(8) 不動産購入資金の仲介および保証
(9) 組み立て住宅パネルの製造および販売
(10) 建築資材および住宅設備機器等の販売
(11) フランチャイズチェーンシステムによる加盟店の募集および指導育成
(12) 太陽光発電システムおよびオール電化システム等の販売および設計施工
(13) 損害保険代理業および生命保険の募集に関する業務
(14) コンピューター機器、ソフトウェアの賃貸および販売
(15) ゴルフ場、ゴルフ練習場ならびにスポーツクラブの経営およびゴルフ用品の販売
(16) ホテル、飲食店等の経営
(17) 農業の経営、農産物の加工および販売
(18) 発電事業およびその管理・運営ならびに電気の売買等に関する事業
(19) 人材派遣業および人材紹介業
(20) 情報処理、情報提供サービス事業及び電気通信事業法に定める電 |

気通信事業

- (21) 未就学保育事業
- (22) 第二種金融商品取引業
- (23) 企業の経営、事業再生およびM&A等による各種企業への投資事業
- (24) 温浴施設事業
- (25) フィットネスクラブ事業
- (26) 専門学校、各種学校、学習塾等の経営および施設の賃貸
- (27) 古物商
- (28) マリーナの管理、運営及びこれらの業務の受託並びにボート、ヨットの販売
- (29) 解体工事業
- (30) 産業廃棄物収集運搬業および産業廃棄物処分業
- (31) 登録支援機関として行う特定技能外国人支援事業
- (32) 外国人技能実習生受入事業および受入に係る職業紹介事業
- (33) 前各号に附帯関連する一切の事業

6 資本金の額 10億8,268万3,900円

7 従業員等 従業員2,610人

財産の取得の相手方の概要

- | | | |
|---|-------|--|
| 1 | 名 称 | 株式会社テレコム 千葉支店 |
| 2 | 代 表 者 | 支店長 伊江 朝希 |
| 3 | 所 在 地 | 千葉県千葉市中央区今井一丁目 1 9 番 1 2 号 |
| 4 | 本 社 | 神奈川県横浜市都筑区富士見が丘 1 5 番 6 号
代表取締役 堀越 寛生 |
| 5 | 設 立 日 | 昭和 5 6 年 1 1 月 4 日 |
| 6 | 目 的 等 | (1) 業務用無線通信機の販売、施工、メンテナンス
(2) E M S 機器販売、施工、メンテナンス
(3) 監視カメラの販売、施工、メンテナンス
(4) 通信機器のレンタル
(5) 携帯電話の販売
(6) 電波伝搬調査
(7) 第 2 種電気通信事業 |
| 7 | 資本金の額 | 3 , 5 0 0 万円 |
| 8 | 従業員等 | 従業員 2 0 4 人 |